

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月18日  
照会部署名 南関東ブロック厚年適用グループ  
照会担当者 アシスタントインストラクター スタッフ職 杉田 一彦  
連絡先 [REDACTED]  
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認 川合

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.0000-000	本部受付番号 No.2010-597
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

疑義照会 2010-355【賞与の支給回数の算定について】の回答に係る質問等について

(内容)

先日回答のあった標記の件に関して、下記の通り照会いたします

疑義照会 2010-355（賞与の支給回数の算定について）の主旨は、実際の賞与支給回数が年4回以上あっても、同月内に支給された賞与を合算し一括して届出を行なった場合には、賞与支給回数のカウントを届出の回数で行なって良いか否か本部に確認したい、ということであると理解しております。

従来の当ブロック本部における取扱いでは、同月内に支給された賞与を合算し一括して届出を行なうのは、施行規則等に基づき賞与支給の都度届出を行なうと、事業主と保険者双方に事務的負担が生じるため、便宜上の配慮を図ったものにすぎないという解釈から、賞与支給回数のカウントは、届出回数とはあくまで別であり、実際の支給回数でカウントを行なうこととしております。

通知「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う実施事務の取扱いについて」（平成七年三月二九日：府文発第一九三五号）においても「同一月に二回以上賞与等の支払いを行う場合にあっては、最後の賞与の支払いを行った後五日（船舶所有者にあっては、一〇日）以内に、これらの賞与等を合算し一括して届け出ることとして差し支えないこと。」とあり、賞与の支給回数が二回以上である場合に届出を一括して差し支えない、ということを示しているだけであり、支給回数自体を減じるという考え方は全く示されておりません。

また、回答では「支払われる賞与が同性質であり、なおかつ同月内の支払いであれば、合算して差し支えない」とありますが、差し支えないということは合算しなくても良いということとなり、同じように賞与が年4回以上支給されている事業所でも、合算した事業所と合算しない事業所では、定期決算時において当該賞与が報酬に該当するか否かの判断が変わってしまうこととなります。

つきましては、お手数ですが、上記のことを勘案していただき、支給回数の考え方につきまして、改めてご教示いただきたいと考えます。

＜照会に係る諸規程等の名称、条文番号等＞

通知「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う実施事務の取扱いについて」（平成七年三月二九日：府文発第一九三五号）

＜対応案＞

(本部回答)

平成7年3月29日付庁文発第1935号においては、同月内に支払われた賞与の支給金額について合算し一括して届け出ることを認めたものである。

また、昭和53年6月20日保発第47号・庁保発第21号1—(2)において、賞与の支給回数の算定については

- ア. 名称は異なっても同一性質を有すると認められるもの毎に判別すること。
- イ. 例外的に賞与が分割支給された場合は、分割分をまとめて1回として算定すること。
- ウ. 当該年に限り支給されたことが明らかな賞与については、支給回数に算入しないこと。

によって行うこととされている。

従って、同月内に支払われた賞与についてもア～ウに基づいて判断の上、実際に支給された回数によりカウントするものである。

回答日 平成22年10月19日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 柿崎 光政

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上